

# 滝川市のごみの現状について

第1回滝川市廃棄物減量等推進審議会資料  
平成23年7月28日開催

# ① 滝川市のごみ処理の歴史

大正6年 市街地の清掃に請負制を採用し、ごみ埋立地を指定した

可燃ごみ＝ドラム缶等で焼却、

生ごみ＝養豚業者が回収

不燃ごみ＝馬車による有料回収

昭和22年 「滝川市汚物処理条例」を制定した

昭和31年 「滝川市清掃条例」を制定した

昭和37年 人頭等による基本料金制とじん芥処理券制度(従量制)を導入した

昭和41年 パックス方式を実施した。

(300指定袋1枚13円、収集料金券5円)

昭和43年 家庭系料金を無料化した。

※ごみ量3倍に

昭和46年 事業系ごみ処理手数料を制定した

昭和53年 集団資源回収奨励金制度を開始した

昭和58年 有機物供給センターの供用開始に合わせて可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみの3

分別に(指定生ごみ袋4円)

昭和60年 焼却施設である清掃センターの供用を開始した(40t/16H×2基)

昭和61年 定額制の家庭系ごみ処理手数料の徴収を開始した。

(2～4人世帯で月額410円)

昭和63年 粗大ごみの収集を開始した。

平成3年 有機物供給センターを休止した。

可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの3分別に

平成4年 くう缶鳥の設置、

リサイクルフェアの開催

平成6年 不用品データバンクを開始した

平成10年 中・北空知地域ごみ処理広域化検討協議会を設立した(6市10町)

平成15年 広域ごみ処理施設「リサイクリーン」の供用開始に併せて生ごみ、資源ごみの収集開始(5分別7種類)

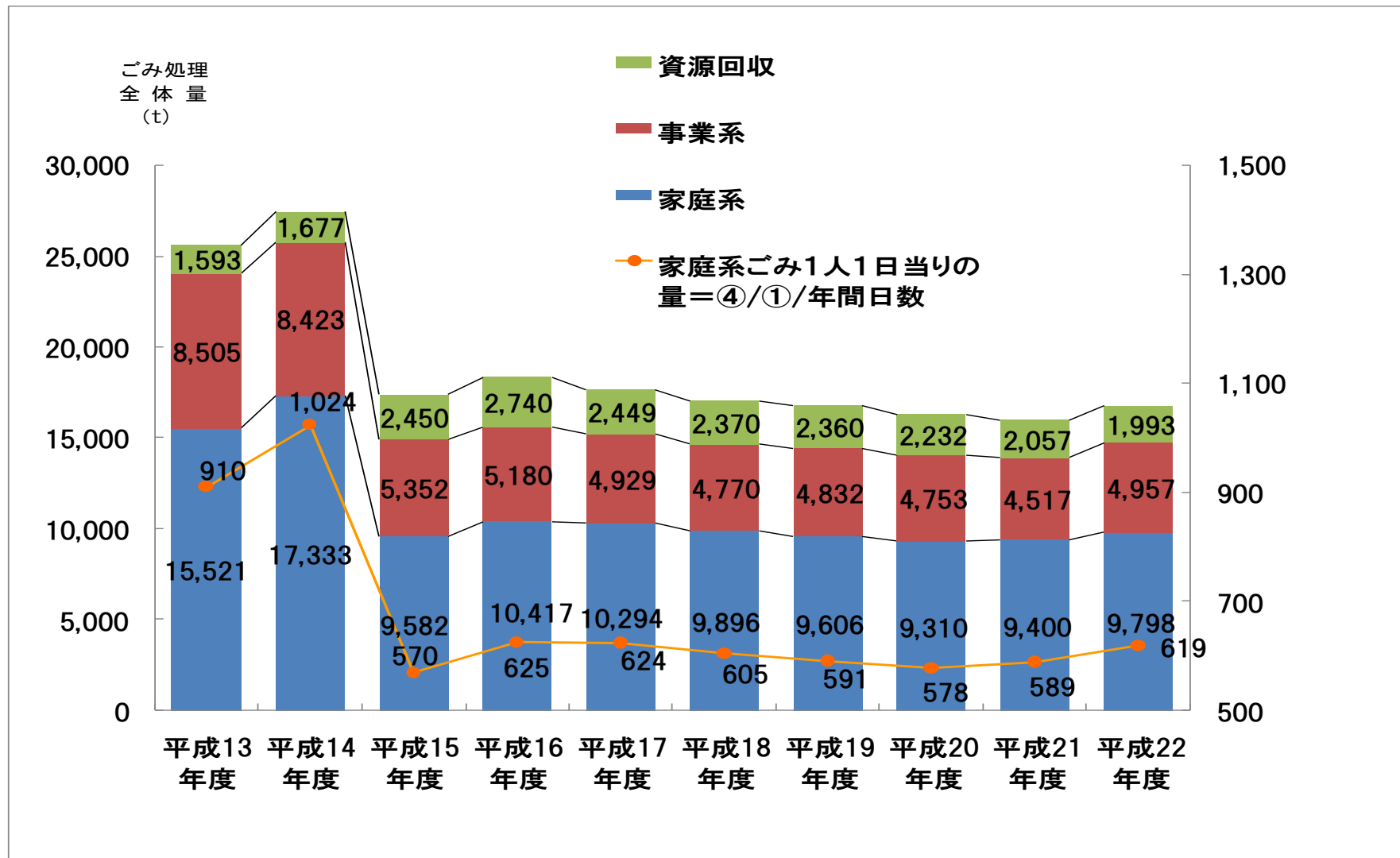
ごみ処理手数料を定額制から従量制に変更した。

平成16年 拠点回収を集約し古紙、古着の回収を開始した。

平成19年 くう缶鳥の廃止、市役所で紙パック、古着、市役所ほかで天ぷら油の回収を開始した。

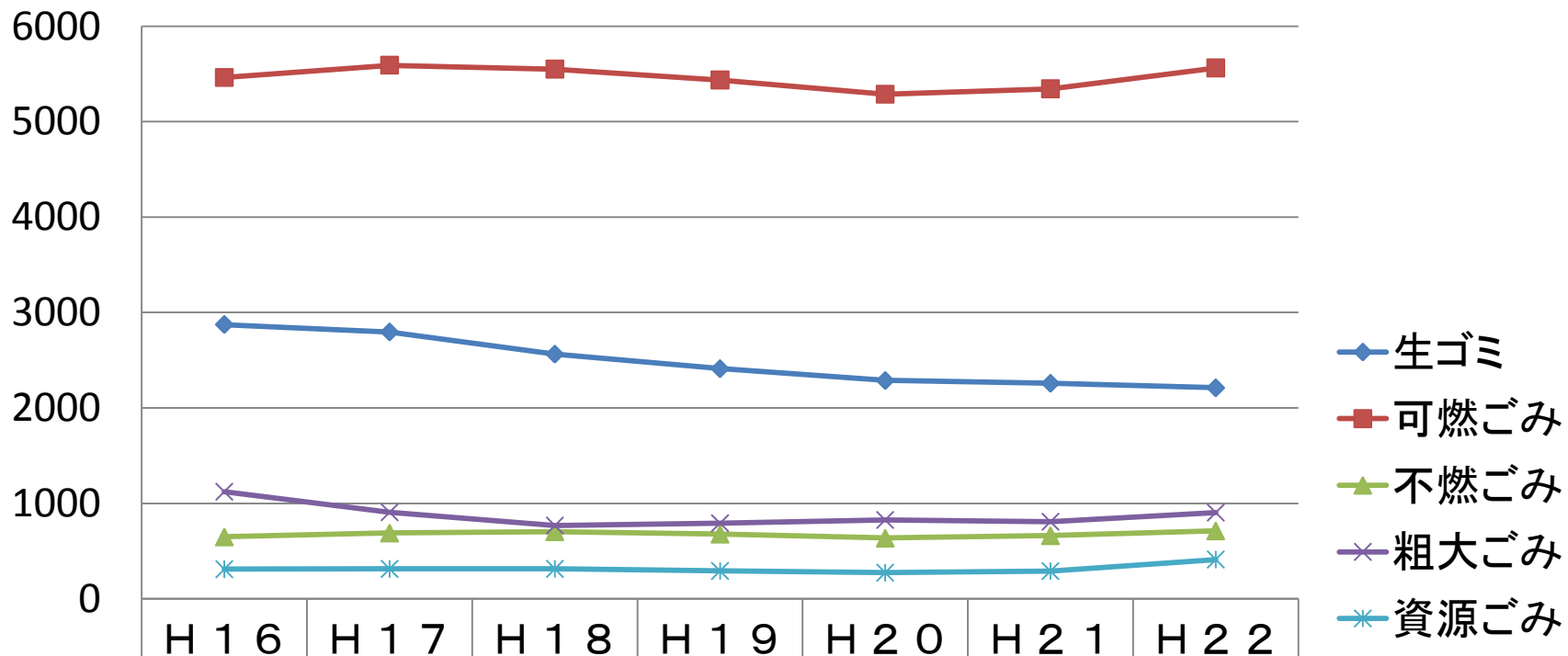
平成22年 7月から資源ごみに古紙を追加し、巡回収集を開始した。

## ② 滝川市のごみ処理量の推移



### ③家庭系ごみ収集状況

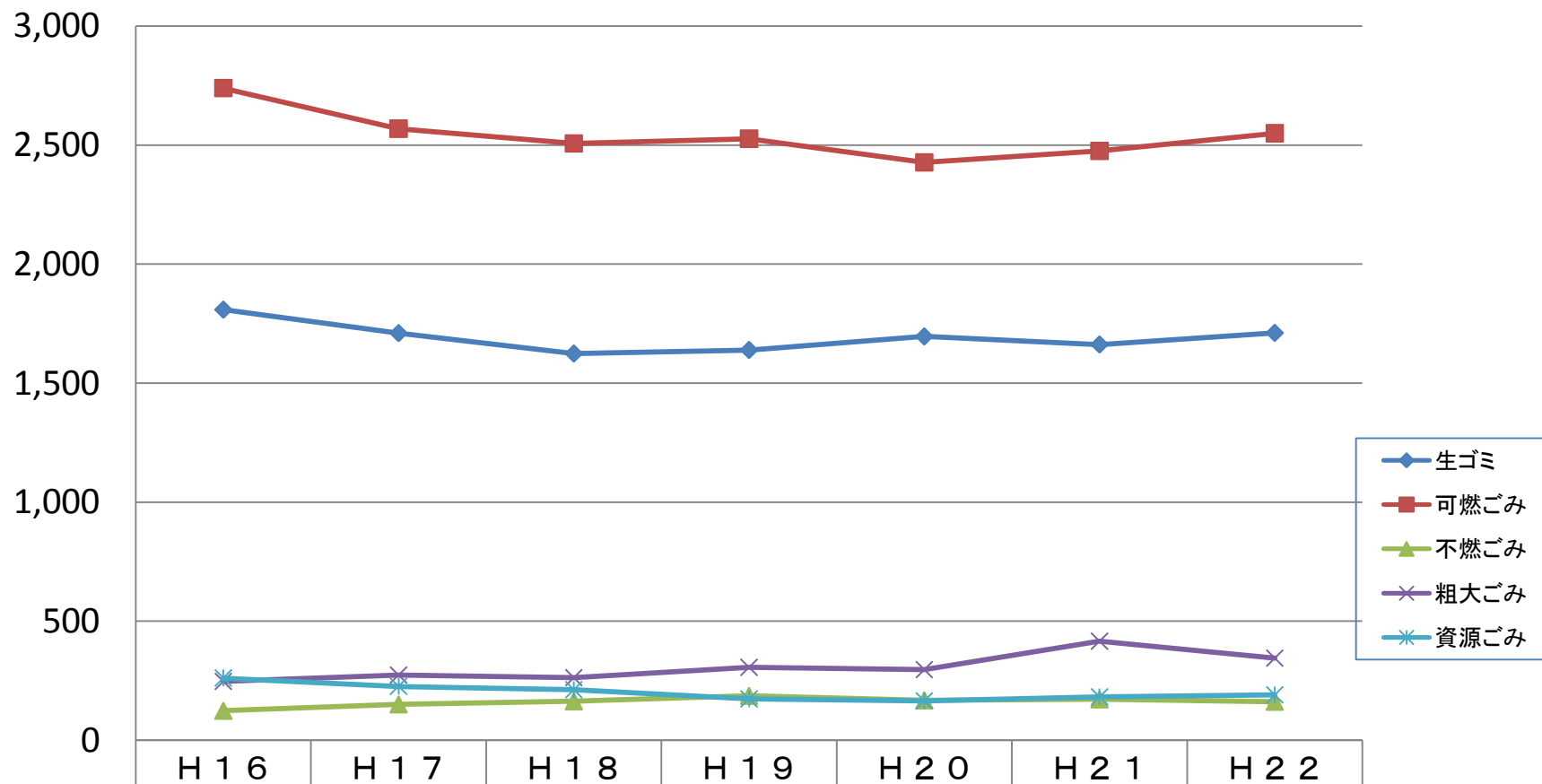
(単位:t)



|      |       |       |       |       |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生ゴミ  | 2,873 | 2,795 | 2,563 | 2,411 | 2,287 | 2,258 | 2,211 |
| 可燃ごみ | 5,464 | 5,592 | 5,551 | 5,437 | 5,289 | 5,345 | 5,564 |
| 不燃ごみ | 649   | 690   | 704   | 678   | 636   | 662   | 712   |
| 粗大ごみ | 1,122 | 905   | 766   | 790   | 826   | 807   | 901   |
| 資源ごみ | 309   | 312   | 312   | 290   | 272   | 289   | 410   |

## ④事業系ごみ収集状況

(単位:t)



|      | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 | H 2 0 | H 2 1 | H 2 2 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生ゴミ  | 1,809 | 1,710 | 1,624 | 1,639 | 1,696 | 1,662 | 1,711 |
| 可燃ごみ | 2,739 | 2,569 | 2,507 | 2,527 | 2,428 | 2,476 | 2,550 |
| 不燃ごみ | 124   | 151   | 164   | 187   | 168   | 172   | 162   |
| 粗大ごみ | 247   | 273   | 263   | 306   | 296   | 416   | 345   |
| 資源ごみ | 261   | 226   | 212   | 173   | 165   | 182   | 190   |